

○林委員長 続きまして、送付30-7、東郷公園改修工事について、送付30-9、東郷元帥記念公園改修工事につきましては、関連する陳情でございますので、一括審査とさせていただきますとよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは一括審査に入ります。審査に入りますが、まず、関連する報告もございますので、進捗状況並びに報告事項のまちづくり部（2）東郷元帥記念公園の土壤調査結果についての報告もお願いいたします。

○谷田部道路公園課長 東郷元帥記念公園の土壤調査結果につきまして、環境まちづくり部資料3-1でご説明を申し上げます。東郷元帥記念公園につきましては、平成29年10月より改修工事に着手いたしまして工事を進めてきたところでございますが、この工事の過程で土を搬出するための事前の土壤の分析調査をしたところ、一部から国が定める土壤含有量基準を超える鉛が検出されたことから、東京都環境局の指導のもと、ことしの7月6日から公園を全面閉鎖いたしまして、土壤調査を実施してまいりました。このたび調査の結果がまとまりましたので、そのご報告と今後の進め方についてご説明させていただきます。

まず、資料3-1をごらんください。1番の土壤調査結果であります。恐れ入りますが、資料3-2、2ページ目の3-2をごらんいただきたいと思います。（発言する者あり）

土壤汚染対策法に基づきまして、公園全体を10メートルのメッシュで切りまして、10メートル掛ける10メートルを1カ所といたしまして、全体で71カ所の土壤につきまして調査をいたしました。その結果、図面で着色された36カ所から、1キログラム当たり150ミリグラムというのがこれは基準でございますが、この基準を超えた鉛が検出され……

○林委員長 すごい。

○谷田部道路公園課長 検出された箇所につきましては、さらにボーリング調査を実施しまして、含有している深さを明らかにいたしました。図面上で色分けされてございますが、これは鉛を含有している深さで色分けをしたものでございまして、一番多かったのが水色の箇所で、深さ60センチまで含有していたという場所でございます。一番深くまで含有していた箇所につきましては赤色の箇所で、深さ5メートルが1カ所ございました。

恐れ入りますが、資料3-1にお戻りください。1番の「参考」に記載しておりますが、土壤汚染対策法に基づく処理といたしましては、含有分の土を全て入れ替えるか、または土を入れ替えずに封じ込める方法の2通りがございます。封じ込める場合は、土を50センチかぶせる。またはアスファルトで3センチ舗装する。またはコンクリートで10センチ舗装する。この三通りがございます。この封じ込める場合は、鉛が含有したままでございますが、人体に影響ない安全な処置となります。

次に、2番の今後の対応でございますが、まずは公園利用者の安全と、早急な公園開放と、またこの処理コストの観点から、60センチまでの含有部につきましては、土を全て入れかえます。また、60センチを超える含有部分につきましては、基本的には土またはアスファルトで封じ込めをしたいというふうに考えてございます。

次に、3番の公園の一部開放についてでございますが、恐れ入りますが、先ほどの資料

3-2をもう一度ごらんください。この図面の下地が、今の現況の公園の平面図になってございます。上段と中段の広場部分が、幸いにも白色で、鉛が検出されなかった部分が多くございます。これに加えまして、まずは上段と中段の土の入れかえを先行させて、水色の60センチまでの含有部につきまして土を入れかえる処置をすることで、上段と中段部の安全が確認できた部分での、まずは一部開放を考えてございます。その後は、工事を中止しておりました下段部の土壌処理及び工事を実施して、完了後は現計画どおり下段部を開放し、順次、上の段へと工事を進めてまいります。

なお、公園の一部開放時期及び工事の全体のスケジュールにつきましては、現在、東京都の環境局ともご相談しながら進めてございますので、改めてこの見直しを行った上で、整理ができ次第、またご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。それでは、まず土壌調査の結果で、大変関心が地域の方からもあるんですが、この件の確認から入りましょかね。

米田委員。

○米田委員 調査していただいてありがたいなと思います。結構深いところから出てきたと。で、封じ込めるのにはアスファルトとコンクリートがあると。この手法は、今後調査をもう一段して、どっちかにチョイスしていくことと思うんですけど、基本的にはこれ、3センチとか10センチとあるんですけど、どちらでやるつもりですか。

○谷田部道路公園課長 場所によって、完成形の公園の例えば舗装部分、そこはコンクリを打ったりとか、それから構造物のところは当然コンクリを打つわけですけども、それ以外のところで土の舗装なりとかということについては例えばアスファルトでやるとか、できる限り重複しないような形で、その場所場所において判断をしてみたいなと考えてございます。

○米田委員 この上部のところ、これは土を入れかえる。で、早期に開放すると。これを望んでいるんですけど、この入れかえる土に関しての調査とかは大丈夫ですか。

○谷田部道路公園課長 これは搬入する土でございますので、これはもちろん事前に調査をして、全くそういったものが含有していないというものを搬入して、そこに埋め戻すということで考えてございます。

○米田委員 まあ、そうだと思います。なぜ聞くかということ、この原因が結構持ってきた土でなったんじゃないかなというのを結構言われておりましたので、その辺、徹底していただきたいなと思います。

最終スケジュールですけど、まだまだこれからだと思うんですけど、結構早く開放してほしいと。遊び場がなくなっているということを聞いておりますので、（発言する者あり）大体のスケジュール感みたいな、大まかのところを言っていただけると。

○谷田部道路公園課長 具体的には東京都さんとの相談をして、今後のその処理の仕方について、ちょっとまた影響しているようなところがございますが、これ、上の段と中段のこの水色の部分、ここをまず、ちょっと入れかえたいと思っていますので、それが終わって、その白い部分とこの水色の部分は開放できるということで、東京都さんのほうに確認をもらった上で、ここを一部開放していくということになりますが、今の段階ですと、ざっくりとちょっとスケジュール的なものを考えますと、年度内はちょっとこれでかかりそ

うだなという状況でございます。

○林委員長 うーん。（発言する者あり）はい。原因はわからなかったんですね、やっぱり、この鉛の発生原因って。まあ、やりとりの中でありましたけれども、わからなかった。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 今、この出た鉛につきまして、別な分析で、例えば何年ぐらいのときの鉛の材質なのか。それがあつ程度ちょっと、完全に正確な値ではないんだとはいう話なんです、ある程度見えてくるという話もございましたので、今、別立てでちょっと調査をしてもらっています。それが出れば大体時代が見えてくるので、その時代にどういふことをやっていたかなということ、少し原因が見えてくるかもしれないというような状況でございます。

○林委員長 いいですか。よろしいですか。

では、木村副委員長。

○木村副委員長 今後の対応で、この対策方法なんですね。ちょっとイメージがなかなかわからないんですけども、0.6メートルを超える含有部については、基本的に土またはアスファルトで封じ込めるといふ、その土の部分0.6メートルよりさらに厚く汚染されているところといふのは、土がアスファルトとかコンクリートになっちゃうといふことじゃないでしょ。ちょっとイメージが湧かないんですけど。

○谷田部道路公園課長 基本的には最初、これ、出たものについては全部入れかえようと思つていました、実は。ところが、これ、1メートルも2メートルも、特に一番深いところで5メートルございますので、これを実際に入れかえるとなると、もう相当な工事になります。で、期間もかかりますし、コストもかかる。それから、近隣の建物の影響にもちょっと及ぼすようなことにもなりかねませんので、ここは、もう、60センチを超えた部分については、もう封じ込めで行きたいなと。ただ、封じ込めの場合には、今あるところから50センチの土をかぶせちゃえば、もうそれで封じ込めになるんですが、現実的には高さがその50センチも上がるといふことはあり得ませんから、舗装工事とかを新しく今度やるときに、舗装工事で掘つた部分のところで、例えば3センチのアスファルトを敷いてから上に土をやるとか、そういうことで、封じ込めの、（発言する者あり）アスファルトにするかコンクリートにするかといふことで封じ込めしていきたいなといふことでございます。

○木村副委員長 なるほど。そうしますと、例えば今後、改修工事で樹木を植えていくと。その何十センチか何十センチのところ、アスファルトあるいはコンクリートで覆うといふふうにしたら、根っこが伸びなくなっちゃうじゃありませんか。そういう心配といふのはないんですか。

○谷田部道路公園課長 もちろんそうです。樹木を植える場所については、そういうことで封じ込めてしまうと、もう根が入ってきませんので、それは現実には無理だと思つてですね。木をそこに植えるといふことは、なので、ちょっとこれは植栽計画についても、改めてもう一回これを見直す必要があつるかと思つています。この土壌結果を見て、もう一回検討しなくちゃいけないといふこと。

それから、例えば、本来ならばこれ、そのまま残すような木についても、今回、土壌が汚染されている部分が例えば60センチなりなんなりといふところで、土を入れかえると

なったときに、それは、東京都の指導によると、樹木も切らなくちゃいけないということなんですね。要するに根っこについた土が全部払い切れないから、それはもう処分しなければいけないということになるので。だからといって、じゃあ、そこで封じ込めるかというと、そこにアスファルトなり土を50センチ盛ってしまうと木が枯れてしまいますので、その取り扱い、ちょっと今、頭を悩ませているような状況でございます。

○木村副委員長 基礎の街路樹のあるところで、基準値を超える鉛で汚染された土がその木に絡まっているところとか、大体どのくらいあるんですか。何本くらい。（「本数ですか」と呼ぶ者あり）本数。およそ。

○林委員長 わかるの。わからない。わからなければ、休憩。休憩しますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいまの点につきましては、改修予定図と、この鉛の土壌調査結果の表をちょっとクロスしたような状態で、樹木の、どの、保存する樹木が取り扱いはどうなっていくのかというのを含めて、資料のほう、作成を、次回の委員会までにご用意をお願いいたします。よろしいですかね。

○谷田部道路公園課長 次回の委員会までにそうさせていただきたいと思います。

○林委員長 はい。

そのほかに、何か。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと私の記憶なんですけども、たしか東郷公園のときにこういう土壌汚染をした場合に、今後ほかの公園については、改修工事の際こういう土壌調査をして、場合によっては、全部、土を入れかえますよと言っていたんですけども、そうすると、もし例えばこういう土壌汚染の確認をして、ほかのところで出た場合も、この同じようなスタイルでやっていくということなのかどうか。そこをちょっとお答えいただきたい。

○谷田部道路公園課長 そうですね。改修前に1回土壌調査をした上で、しかるべき対応をとらなきゃいけないということでございますので、そこは今回と同様な形で処理をしていくというような形になろうかと思っております。

○はやお委員 そして、同じ土壌汚染となると、この中での継続かなと思っていたのが、この前、外濠のところも土壌汚染がありますよ。それで木村委員のほうが、これは大変な時間がかかっちゃうねという話だったんですけど、もし例えば3,000平米を超えるからやるという、あくまでもね。また違う規約の中でやるわけじゃないですか、このことと重ねてということ。その際にまたこれと同じようにやってしまうと、私が人工芝のことを心配する必要はないんでしょうけど、何というんですかね、土を全部だあっと取りかえちゃうんならいいけど、でこぼこでこぼこしていたら、例えばスプリンクラーをつけたりするときなんかのという工事上の問題というのは、そのときはまたそのときで全部、土を入れかえて考えるとやるのかどうか、その辺をちょっと。大きい3,000平米の場合ということにもなるのかもしれないけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 これから調査をするので、まだ、その……

○はやお委員 何とも言えないけどね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。おそれがありそうだということで、ないとは言えないということで今後進めていくんですけども、その先で、もし同じような状況になった場合、全部取り切れるのか、あるいはそれをアスファルト等で封じ込めを行うのかというところは、この先検討しなければならないと考えております。

○はやお委員 うちの地元がたまたま3,000平米を超えて、土壌の確認をしているから、これはあくまでも危険性があるからじゃなくて、3,000平米を超えたからやるといいますよね、土壌汚染は。逆に言ったら、申しわけない、ここのところもね、外濠をやるに際して、3,000平米で土壌汚染の確認を、今回の東郷公園とは別にやらなくちゃいけなかったわけですよ。その項目を忘れていたんですよ、逆に言ったら。ということだと思んですけど、その辺はどうなのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 忘れていたということではなくて……

○はやお委員 なくて。

○須貝基盤整備計画担当課長 これから。ただ、履歴といいますか、今まで何もそういうもの、おそれがないというところで。

○はやお委員 なるほど。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。で、そこのところで東京都のほうにちょっと相談したところ、埋め立て地であるということから、この前ご報告させていただきましたけども、おそれがないとは言いきれないということをお聞きしましたので、そうすると、流れとして、かなり時間がかかるということでございます。

○はやお委員 ここを、じゃあ、確認してください。というのは何かというと、具体的に言うと、和泉町にある日通のところが、3,000平米だから土壌の確認をしますと地元で説明があったんです。つまり、それは東京都の条例だか何かに伴うものだ。つまり、結局は何であろうとも、そういうような改修工事がある場合については、それがだから建物を建てないから関係ないんですよというのか、例えば今回のところになるのかというのを、その辺のところはしっかりと、どういうところが調べておいてください、その、今のところについて。私は3,000平米のところをこうやって変える、3,000平米以上だから、その土壌の当然そのルールに従ってやることになったんだなと思ってはいたんですけど、ちょっと今の答弁からするとちょっと違うので、そこのところを、ちょっとルールを確認して、また答えていただければと。わかるの。

○林委員長 わかるの。

環境政策課長。

○はやお委員 あ、そうか、そうか、そっちだ。

○夏目環境政策課長 公害指導の関係は環境政策課のほうでやっておりまして、今の、まず3,000平米を超える、超えないのところなんですけど、土壌汚染に関しましては、東京都の環境確保条例と土壌汚染対策法というのがあります。で、基本的には環境確保条例に沿って進めていって、最終的には土壌汚染対策法と同じ結果になるという、そういう手続なんです。

まず、今回、3,000平米以上の土地の改変、ですから3,000平米以上の敷地を何

らか切り盛りをするということなのですが、掘削ですとか盛り土をする場合には、これは東京都の環境確保条例に基づいて、まず届け出が必要になります。届け出をするときには、その地歴、土地の履歴ですね、どんな用途で使われてきたかとか、過去に有害物質を取り扱う工場や何かがあったかどうかということで、そういった地歴を一緒に出すことになります。で、その地歴を出したときに、その地歴にそういう有害物質を出す危険性があるものがなければ、それは土壤汚染のおそれがないということで、調査もやりません。ただ、そこで特定有害物資を使ったような、排出するようなことが疑われれば、土壤汚染のおそれがあるので、じゃあ調査をしましょうというふうになるんですが、その場合に全域を調査するわけではなくて、そういう工場があった部分をルールに従って調査するということになります。そういった形で、調査の結果、汚染の土壤が出れば、出た物の、またその出る種類があるんですけども、種類によって土壤汚染対策をやっていくということになります。

一方、3,000平米以上ないところについては、基本的にはその届け出も必要ありませんし、調査も行わないんですが、よくあることなんですけども、3,000平米ないところでも地表を掘削して、その掘削したものを、土壤を持ち込むところがあるんですが、そこで検査をして――あ、持ち込むに当たって検査をしなければいけない場合があるんですが、そういうところで値が出て見つかって、見つかった場合には、東京都の環境局のほうに基本的には相談することになりますので、で、適切な対策がとられるということになります。

○林委員長 どうしますか。用意していただきますか。その流れにつきましても、なかなか来ないですから。

○はやお委員 わかりました。

○林委員長 それについても、じゃあ、ちょっと資料の取り扱い含めて調整させていただきます。

ほかに。

○小枝委員 ただいまと同様の流れの質問なんですけれども、東京都の環境確保条例というものができたときに私も東京都の勉強会に行ったことがあるんですが、その上乘せ条例としての理念、厳しさを持っているんですけれども、もし東京都の、その地歴という中で、まだ原因はわからないということなんですけども、焼夷弾というようなことも出てきたりすると、どこの公園もこういう状況にあると、そういうことが果たして、では5メートル深くても木を切りましょうというような運用になっているというのは、ちょっとね、私の記憶の範囲では思えないところもありまして。その条例をつくった人にも聞いてみたいと思いますけれども、本当に運用というのはいろいろな幅がありますし、考え方がありますので、やはり余り一刀両断で考えるべきではないし、もし説が分かれているのであれば、そこも開示していただきたいし、もしくは運用基準のところ的现状に合っていない状況があるのであれば、それを変えさせるということも含めて、封じ込め方法というのはやっぱりあるはずなんですよね。それを、ちょっと単純に言い過ぎかもしれませんが、5メートル深いところにあっても、根っこについているといけなから切りましょうという、そういう条例というふうにはちょっと考えがたい。そのことが1点。まあ、それは、私は私のほうで調査しますけれども、少し冷静にその分析はしていただきたい。

それと、湧き水というのもありまして、ここのところは崖地でもあるおかげで、湧き水が湧いているという部分もあると思うので、その辺も次のときには明らかにしていただきたい。

それから、緑陰の割合ということを知っていますので、現在の状況、項目ごとに追っての質疑というのができていなかったの、数字的に現在の緑陰がどのくらいで、変わるにしても改修計画がどのくらいということも出しておいていただくと、今後さらにどうするかというときにお話がしやすくなると思いますので、その3点、お願いしたいと思います。

○谷田部道路公園課長 それじゃ、先ほどの、今ご指摘ございました小枝委員の資料につきましても、そろえたいと思います。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 ちょっと、今の点で。

いろいろとやりとりの中で、今、やっぱり子どもたちが遊び場を失っているんだよね。それで、どうも、いろいろと教育ともやってもらって、土曜日に校庭開放をやってもらえることになったらしいけれども、きちっとしたやっぱり情報提供を、広いから、1カ所だけじゃなくて、何カ所かにきちっと、今こういうふうになっていますよという、保護者に対しても、やはりやるのがやっぱり役割だと思いますよ、役所の。そうじゃないと、どうなんだろう、いつ再開するんだろう、年度中なのかな、もっと先になっちゃうのかなと、本当に不安なんだよ。すごく今、土日あけているときは、もう満タン状態であの公園を使っていたから、その子たちが今どこへ行っているんだろうというのも非常にこちら心配だし、保護者の皆さんからもそういう声はどうも出ているようなので、丁寧に少し情報提供をしてくださいよ。ね。早急に、やってくださいよ。公園の、何カ所かあるから。お願いしますよ。

○谷田部道路公園課長 今、嶋崎委員のほうから情報提供ということで、当然ながらそこでいつも遊ばれていたお子様も遊べなくなって、いつまでなんだというご心配もあるのは当然のことだと思います。

今、鉛が出た状況については、公園の5カ所に一応張り出して情報の提供をしたところでございますが、今度、九段小学校の校庭のほうの開放についても、今、子ども教育部と調整をしておりますので、その情報についても同じような形で張り出して、情報提供してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○林委員長 よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ちょっと、樹木については、マニュアル基準、小枝委員から言われた鉛があったら抜かなくちゃいけないのかということも含めて、ちょっとわかりやすいものを出してください。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、取り扱い、継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、東郷元帥記念公園に関する陳情2件につきましては、継続の取り扱いとさせていただきます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕